

【週休日の確保】（実施要領「3. 週休日の確保」（1））◇2 段目

・「週休日以外の日現場閉所等が必要となった場合、週休日に振り替えて、現場作業を行うことができるものとする。」

⇒指定していた週休日以外の日が、受注者の理由または区の理由により、現場閉所または現場休息となった日は、現場閉所等の日とし、指定していた週休日を作業日することができる。

【当初の工程計画】

(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)
現場作業日	現場作業日	現場作業日	現場作業日	現場作業日	週休日	週休日

現場作業日に変更が可能。  
ただし、この日は週休日に含まず、対象期間の日数に含まれる。

【変更の工程計画】

(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)
現場作業日	現場作業日	現場作業日	現場作業日	現場閉所	週休日	週休日 現場作業日

この日は週休日とし含む

・「また、受注者及び区の協議により週休日に現場作業をする場合は、週休日以外の日振り替えて現場閉所等を行うこととする。」

⇒指定していた週休日に、受注者の理由または区の理由により、作業を行うこととなった場合、週休日以外の日現場閉所等の日を設ける。

【当初の工程計画】

(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)
現場作業日	現場作業日	現場作業日	現場作業日	現場作業日	週休日	週休日

この日は週休日ではなく、作業日となり、対象期間の日数に含まれる。

【変更の工程計画】

(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)
現場作業日	現場作業日	現場作業日	現場作業日	現場作業日 現場閉所等の日	週休日	週休日 現場作業日

週休日に変更が可能。  
この日は週休日とし含む